

第 8 5 号議案

蒲郡市地域集会施設整備基金条例の制定について

蒲郡市地域集会施設整備基金条例を、次のように制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市地域集会施設整備基金条例

別紙のとおり

提案理由

基金を設置し、地域協働の推進、伝統文化の継承及び発信並びに多世代交流の拠点となる地域集会施設を地域住民組織が整備するための必要な経費の財源に充てるため提案する。

蒲郡市地域集会施設整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、地域集会施設整備基金について定めるものとする。

(設置)

第2条 地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的として、地域協働の推進、伝統文化の継承及び発信並びに多世代交流の拠点となる地域集会施設を地域住民組織が整備するための必要な経費の財源に充てるため、蒲郡市地域集会施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、地域集会施設を地域住民組織が整備するための必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。